

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-524228(P2004-524228A)

【公表日】平成16年8月12日(2004.8.12)

【年通号数】公開・登録公報2004-031

【出願番号】特願2002-564396(P2002-564396)

【国際特許分類第7版】

B 6 5 D 85/10

A 2 4 F 15/00

B 6 5 D 5/66

【F I】

B 6 5 D 85/10

A 2 4 F 15/00

B 6 5 D 5/66 3 2 1 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月9日(2005.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

箱部(20)を有する折畳み可能な材料からなる箱であって、箱部(20)が箱前壁(22)と箱後壁(24)と箱側壁(26、28)と箱底(30)と蓋部(40)とを有し、この蓋部が蓋前壁(42)と蓋後壁(44)と蓋側壁(46、48)と蓋上面(50)とを有し、蓋部(40)が蓋後壁(44)を箱後壁(24)で枢支されており、箱(10)および蓋部(40)の単数または複数の稜が折畳み可能な材料の各2本以上の隣り合う実質的に平行な折線によって丸くされまたは斜にされているものにおいて、折線が刻み線(180)であること、および折畳み可能な材料が横目厚紙(short grain card board)または横目紙(short grain paper)であることを特徴とする箱(10)。

【請求項2】

箱部(20)の4つすべての長手稜(32、34、36、38)、そして蓋部(40)の4つすべての長手稜(52、54、56、58)、または箱前壁(22)と箱後壁(24)および箱底(30)との間の横稜(31、33)、そして蓋前壁(42)と蓋後壁(44)および蓋上面(50)との間の横稜(51、53)が、丸くされまたは斜にされていることを特徴とする、請求項1記載の箱(10)。

【請求項3】

左および右の第1側面区画(126、127)を備えた第1正面区画(122)を有する折畳み可能な材料からなるカットシートであって、第1正面区画(122)の上稜に底区画(130)が続き、底区画(130)の上稜には左および右第2側面区画(128、129)を備えた第2正面区画(124)が続き、左および右第3側面区画(146、147)を備えた第3正面区画(144)が第2正面区画(124)の上稜に続き、上面区画(150)が第3正面区画(144)の上稜に続き、左および右第4側面区画(148、149)を備えた第4正面区画(142)が上面区画(150)の上稜に続いており、さらに各2本以上の実質的に平行な折線を備えた単数または複数の折畳み領域を有するも

のにおいて、折線が刻み線（180）であり、単数／複数の折畳み領域が単数または複数の側面区画（126、127、128、129、146、147、148、149）と単数または複数の正面区画（122、124、142、144）との間、または単数または複数の正面区画（122、124、142、144）と底区画（130）または上面区画（150）との間に配置されていること、および折畳み可能な材料が横目厚紙または横目紙であることを特徴とするカットシート（100）。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

好ましくは第4正面区画の上稜に補強区画があり、この補強区画は箱の製造時に第4正面区画の内面に接着され、やはり補強に役立つ。好ましくは、すべての側面区画（126、127、128、129）と両方の正面区画（122、124）との間、または両方の正面区画（122、124）と底区画（130）との間に折畳み領域がある。好ましくは、第1～第4側面区画（126、127、128、129、146、147、148、149）と第1～第4正面区画（122、124、142、144）との間、または第1～第4正面区画（122、124、142、144）と底区画（130）および上面区画（150）との間に折畳み領域がある。